

第 10 回和光市駅北口土地区画整理審議会 会議録

平成 23 年 3 月 23 日（水）

駅北口土地区画整理事業事務所 会議室

第 10 回 和 光 市 駅 北 口 土 地 区 画 整 理 審 議 会			
開 催 日	平成23年3月23日(水)	開会時間	14時00分
会 場	駅北口土地区画整理事業事務所	閉会時間	16時10分
委員の出欠	出席	欠席	事務局
	石田良子 大熊春夫 大橋利喜夫 齊藤秀雄 富岡征四郎 本橋喬 柳下浩一 永戸章義 金子正義 小島英彦		建設部長 新井 芳明 駅北口土地区画整理事業事務所 所長 榎本 一彦 統括主査 小賀坂 真志 主査 入谷 学 主任 小林 康夫 傍聴者 5名
議 案	・設計図の見直しについて		

発言者

議 事

会長

只今から第10回和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理審議会を開催いたします。初めに、会議の成立要件の確認をいたします。事務局に本日の出席委員数の報告を求めます。

事務局

はい、ご報告いたします。本日の出席委員数は10名でございます。

会長

報告のとおり、本日の出席委員は10名で、全員でございますので、会議が成立していることを確認いたしました。

次に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。本日の署名委員は、議席番号1番の富岡委員さん、議席番号2番の本橋委員さん、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議を始めます。本日は、非公開とすべき事項がございませんので、会議は公開で行います。

土地区画整理審議会の傍聴に関する取扱要領第3に基づく傍聴者は、現在5名です。これより傍聴者に入場していただきます。

(傍聴者入場)

会長

それでは開会に先立ちまして、建設部長からご挨拶をお願いいたします。

事務局(部長)

皆様こんにちは。

既に報道等によりご存知のように、3月11日、三陸沖を震源に国内観測史上最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震が発生し、津波や火災で多数の死傷者が出ております。現在も死者、行方不明者は約2万人を超え、避難状況は7県で計44万人以上に上っています。

地震発生時、和光市も最大震度5弱の揺れがあり、市役所では、エレベーターも一時停止し、市民文化センターも一部損傷を受けました。建設部におきましては、地震直後から市内パトロールを実施し、市では、くらし安全課を中心に被害状況の把握、調査や災害情報提供を行っております。幸い和光市には大きな被害の報告がなく、地震による被害は最小であったものと思われま。

未曾有の大震災により、社会への影響、生活への影響が計り知れないものとなっております。また、余震も未だ頻発し、電力需要確保による計画停電等、毎日、不安な状況が続いております。

また、市ではこの計画停電につきましては、情報がわかり次第、広報掲示板を通じて掲示しておりますので、そちらをご覧くださいと思います。

このような中で、第10回審議会にお集まりいただき心からお礼を申し上げます。

本日は、第8回審議会で、設計図の見直しを検討していくことを申し上げましたが、主に歩道の整備の充実について、当初設計図の見直しを行いました。前回の審議会から3ヶ月と期間を要しましたが、本日具体的に設計図をお示しして、皆様にご説明したいと思います。

よろしく願い申し上げます。

会長

それでは、議事に入りたいと思います。

設計図の見直しについて、事務局から説明願います。

事務局

事前に、委員の皆様方にはご配布をさせていただいております審議会の資料といたしまして、資料1が変更設計図、それから資料2が変更箇所図ということでお渡しをさせていただいております。

今回、このプロジェクトの中で映します変更箇所図、資料2になりますけれども、こちらをご覧くださいいただきながら、また右手の方に新しく設計変更図という形で図面をお示しさせていただきました。両方対比しながらご説明をさせていただきたいと思います。

まず、設計図の見直しについての経過等についてご説明申し上げます。

事業計画の認可以後、区画道路9.5mの地区中央にある道路になりますが、片側歩道を両側歩道とするなど、地区内の更なる歩道整備へのご意見、ご要望をいただいております。しかし、歩道の整備充実ということにつきましては、公共減歩率の上昇といった課題があります。

平成20年度、平成21年度に、地区内の土地3,326㎡を市が取得することができましたので、この市有地を活用することにより、権利者の皆様の減歩負担を伴わない、つまり、認可時の平均減歩率、当初の計画の21.67%を変えることなく、歩道等の整備の充実が図れるような状態となりました。今回の設計図の見直し案は、皆様からのご要望、ご意見による歩道整備の充実を主な変更点とし、また、審議会からも概略換地前でもあることから、全体的な見直しについての検討をするようなご意見もいただいておりますことから、換地設計を見据えた中での課題、それから事業費の抑制等につきましても検討を行いました。

また、公共施設の整備改善により、道路等を整備することから、現在の用途地域を新設された道路を境界として、今後変更することが必要であり、このため、用途地域に併せた将来の土地利用や歩行者、車両の円滑なアクセスも検討し、今回の見直し案を作成したものでございます。

では、設計図の見直し案につきまして、具体的にこのプロジェクトによる変更箇所図を元にご説明をしてみたいと思います。

では、変更箇所については①～⑪まで振ってありますので、番号順にご説明をさせていただきます。

まず、はじめに歩道整備の充実ということに関してですが、①の区9.5-1号線を両側歩道化いたしました。これが設計図変更案でいうと区12-1号線となります。

続いて②になりますが、区9.5-2号線を両側歩道化いたしました。これが変更案の設計図でいうと区12-2号線となります。①、②ともに、当初は9.5mという道路幅員の計画で、幅員の構成としましては、歩道が2.5m、車道が7mという構成でありました。これを両側歩道化するというので、北側に2.5mの歩道を整備する計画に見直しました。

これによってこの当初の9.5mという道路は、歩道2.5m、車道7m、歩道2.5mの、合わせて12mの道路という形で整備を行っていく変更案となります。

続いて、③をご覧ください。

③は、当初、区画道路6-10号線ということで、歩道がついておりませんでした。変更案の12m道路に接続する道路であること、それからまた、北側の方々が駅へ向かう道路ということもございまして、こちら側も両側歩道というような見直しを行いました。同じように12m道路と同様に、歩道が2.5m、車道が7m、歩道が2.5mの幅員構成となり、合わせて12mの幅員をもつ道路ということになります。

また、片側歩道を両側歩道にすることや、歩道の新設などの、歩道の充実を図っ

たことにより、駅前広場への歩行者、自転車の集中が予想される場所が④になります。駅前広場へ向かう、駅前広場からでてくる④の場所については、当初の計画では東側と西側それぞれに2.5mの歩道を整備する計画でございました。この2.5mというのは、区9.5-1号線の2.5mに合わせた連続した形の幅員で計画しておりました。ところが、この部分ではやはり人が集中するということが想定されますので、両側2.5mの歩道を4mに変更しております。

続きまして、⑤部分の説明ですが、和光市駅の西側にあたる場所ですが、区4-1号線の拡幅という、ここが○印になっております。⑤の部分のそばには、南北を結ぶ隧道がございます。駅南口から隧道を通り、駅北口の交通広場に向かう場合には、北口駅前線から区15-1号線を通る形態となります。交通の円滑化を図り安全に区15-1号線に入って行けるように、右折帯を⑤部分の付近に整備いたします。今説明したように、区15-1号線を通して駅前広場へ向かう形の交通動線を考えている計画ですが、⑤の部分につきましては、歩道を整備する予定ですが、ここの右折帯を整備することによって、一部分だけ若干歩道の部分が狭くなる所が出てきます。このために、⑤の部分、一部分を最大1.5mくらい拡幅する整備を行います。このことによって、⑤の部分の歩道を4mとして整備することができます。北口駅前線から駅南口への歩行者の安全の確保を行うとともに、隧道の歩道との連携を考えて一部拡幅を行ってまいりたいと思います。

次に区15-1号線、区9.5-1号線、北口駅前線、それから外環、これらに囲まれた部分が⑥になります。この部分については、土地利用に合わせた道路線形の変更、歩行者、車両の動線の充実ということで、変更を行ったものでございます。

このエリアにつきましては、当初の区画道路を基本にしながら、人の動線、車両の動線を、縦軸方向に考えて、動線の充実を図りました。

さらに、ここのエリアにつきましては、当初の市街化予想で、商業エリアを交通広場に面する3つの街区と、区15-1号線の北側の街区に配置するとしておりました。ここの⑥のエリアにつきましては、商業地区と、その他は住居系地区となりますが、そういった用途境を含むエリアとなります。

具体的には、いなげやさんの脇に歩行者専用道路をつくりました。これが4mの歩行者専用道路です。このことによって、宮本清水線とこちらの地区内との出入りが可能となります。また、これは当初と変わっていませんけれども、こちらにある歩行者専用道路を通して駅へのアクセスを、人の動線を確保いたしました。それから、車両についても、区9.5-1号線に接続する、これは変更図では12mになりますけれども、ここに1本、道路を計画しました。このことによって、このエリアの方々の生活利便性を向上させるとともに、災害の避難路といったことについて

もその向上を図れるような形で見直しを行いました。

それから、用途地区の変更ということで、境になるエリアということでお話をさせていただきましたが、区画道路6-3号線、こちらを利用いたしまして、設計図変更案では、区8-1号線として変更の見直しを行いました。この道路の整備をすることによって、商業地区のエリアをどのような形で考えていくかということになりますが、変更図では、区8-1号線北側になる街区です。この街区を商業地区として変更していくということで現在考えております。

このため、商業地区と接する区画道路の幅員ということになりますけれども、これは将来、商業地区として想定した場合、商業地区に接する所につきましては、商業施設の荷物の搬入、これを荷捌きという言い方をしますが、その商業施設の荷捌きのスペース、それから貨物車や顧客の利用車両の頻度、路側駐車必要性、それから標識だとか街路灯といった路上施設、そういうものを含めた区画道路の幅員構成が必要になります。このため、当初の計画であった6mの区画道路の幅員を8mに変更をして計画をいたしました。このことにより、商業系と住居系の用途地区境界をはっきりさせることと、商業地区のそういった荷捌きスペースも確保する形となります。

また、⑦の部分につきましては、交通広場の東側の街区も商業地区として用途の変更を考えておりますので、当初の計画の区6-4号線も同様に、幅員を6mから8mへの変更を考えております。

次に⑧についてご説明いたします。地区の東側、2号街区公園の上の道路です。このエリアについては、現状南北に道路が整備されておりますが、幅員も十分でないということ、それから、区6-17号線から線路に向かい高低差のあるような地形になっております。このため、集中豪雨等での雨水の課題というのが出てまいります。そういうことから、このエリアにつきましては、東西方向に道路を整備し、住宅の配置を行うという方針でありました。

換地設計では、原位置換地の方針で皆様方の換地を割り込むということになりますので、これから換地設計を見据えた中で考えていきますと、この街区の規模では、背割りで換地を割り込むことが難しいというようなことが予想されます。このため、区6-18号線を1本分、南に6m下げる計画といたしました。これが、⑧の説明でございます。

次に、⑨についてご説明いたします。当初の区6-15、16号線については、当初6mの幅員で計画をしてございました。この幅員を6mから4.8mに変更を行っております。

これまで片側歩道を両側歩道に変更するというので、歩道整備の充実という見

直しをした結果、歩道にかかる建物移転数が増加してまいります。建物移転数が増加していくということになれば、事業費が上昇することとなります。

この⑨のエリアについては、4.8m道路を6m道路としたことにより、玉突きとなるような移転が多く発生するということが考えられます。そのため、周辺の整備状況や土地利用状況から、既存の道路を生かし、換地による建物移転を減少させるということで、事業費を抑制します。また、このエリアは一次開発がされているということで、今後も現況どおりの4.8mの幅員としたとしても、十分生活道路としての機能を果たしていけるであろうということもあり、今回6mを4.8mという形で、当初計画の区6-15、16号線については、当初計画より幅員を減少させるといった見直しを行いました。

次に、⑩、⑪のご説明をいたします。これは公園の関係となります。

この地区の西側部分は歩道を両側にしたこと、また、用途境という形で8mに変更したこともありまして、かなり公共施設の整備率が高くなってまいります。このため、換地の割り込みということに対しましては、宅地の部分が、かなりの影響を受けてまいりますので、その分について、当初、公園を1,450㎡ということで計画をしておりましたが、1,000㎡という形で面積を縮小し、その縮小した450㎡を、地区東側の現在の東妙蓮寺児童公園の上にあたりますが、そこに4号街区公園として、450㎡の公園を新設する整備計画で見直しをさせていただきました。

以上が設計の見直しの箇所ということになります。

会長

只今、「設計図変更について」の説明がありました。ご質問を受けたいと思います。ご質問がございましたらどうぞ。

A委員

今、皆の関心の強いことは、防災や避難などについてであると思いますが、この変更箇所の中に一部、新設された道路などがございましたが、これに関して二つほど質問といいますか、確認をしたいのですが、和光市内にも防災計画や、避難計画などがあるかと思いますが、今のこの区画整理の設計そのものは、どういう形で避難計画だとか、防災計画と連動しているのか、その辺のところを教えてください。

それからもう一つ、以前からの疑問ですけれども、防災や避難などを考えた時に、どこに避難するかという問題もあるかと思いますが、樹林公園や北原小学校などの避難場所がありますけれども、避難するといった場合には直線的に逃げたいわけですね。この計画そのものが、避難するといった観点からそういうことを考えると、袋小路みたいな形になっている場所もあるので、防災という点から考えてどの程度考慮されているのか、この設計図そのものがどういう考え方になっているのか、もう

1回確認の意味で教えていただきたいと思います。

会長

只今、2点の質問がありました。1点は防災の計画の考え方、避難計画と防災計画、もう1点はそれに関連した設計図の考え方について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局

まず、防災計画の関連につきましては、和光市の防災の計画がございます。その中の一つの地区の位置付けがあります。また、もっと具体的な位置付けについては、至急お調べいたします。

先に2点目についてお話させていただきますが、直線的に逃げられるのが望ましいと考えるが、計画では袋小路となっている場所もある。こういった道路体系で大丈夫なのかというようなご質問ですが、道路の配置につきましては、避難路の確保ということで、行き止まりの道路をなくすような形で道路配置を行っております。二方向に人が逃げられるような形にはなっております。それから、災害に対して、道路がどのような意味を持つのかということについては、幅員の確保を行い、道路を整備することによって、この地区で火災が起こった場合においては、延焼を防いでいけるような形になるかと思います。

そういった意味で、避難経路、火災といった形については効果があるものというふうには考えております。

会長

只今の答弁ですけれども、基本的な考え方というのをご質問されています。避難ということに対して、あるいは防災ということに対する基本的な考え方ということは今聞かれているのですけれども。

事務局

実際の避難ということにおいて、道路の体系ということをお話させていただきますと、生活道路からその上の道路、また幹線道路といった形で、段階的に道路を配置しております。このことにより、人の流れがそういった大きな所に流れるような形で、避難の誘導ができるのではないかと考えております。

会長

よろしいですか。

A委員

そうですね。もう少し具体的に教えていただきたいのですが、避難場所が設定されている、樹林公園であったり、北原小学校であったり、他にも小学校がある。そういった場合に、その場所までの動線をどのように考えているのか。

例えば単純に、変更案の区8-2号線と区6-7号線に囲まれている街区があります。他にも何箇所かそういう所があるかと思いますが、そういった所がこの設計図上で見た時に、避難するといった場合の動線だとか迅速な対応だとかを考えた際、袋小路の中に入ってしまった感じを受けます。

防災という点、それから避難だとかそういう観点で考えた場合、もっと迅速な対応のできる区画の整理の仕方があるのではないかと、こういうふうに思います。こ

これは、何年か前、一番初めにこの当初の図面を見せていただいた時から、そういうことを思っていました。

会長
事務局

はい、どうぞ。事務局。

具体的にお話させていただきますけれども、区画整理事業によって、必ず、公道に面する宅地が配置されるようになります。これまでのように、袋路などそういうことがなくなります。そういったことから、宅地の前の区画道路についても二方向に避難経路があります。変更案の区8-2号線と区6-7号線に囲まれている街区から樹林公園への避難ということ考えた場合、どういった方向、考えが想定されるかということについては、特4-2号線を通って外環の側道へ向かう。また、区8-2号線から区6-5号線をとおり、駅前広場にでて北口駅前線へ向かうことが考えられます。そういったある程度の幅員の道路を整備することによって、それぞれの方向に行ける利用しやすい避難路としての選択肢が今よりも増えてまいります。このことによって、現状よりも防災性は向上されるということになります。現状であれば、この少ない道路の中に人が集中することが考えられます。それが分散化され、それぞれの道路を使いながら、それぞれの向かう連絡口を通りながら行くことができますので、今よりは向上されるというふうに考えます。

会長
A委員
B委員
事務局
B委員
事務局
B委員
会長
B委員

よろしいですか。

はい。

計画見直し前と後では、道路面積、どう変わりましたか。

見直しをすることによって、公共用地はおおよそ2,015㎡増加いたしました。

道路は増加しているが、公園は全然変わっていませんね。

はい。公園の面積は変わっておりません。

変わっていませんから、2,015㎡の道路の面積が増えたということですね。

他に何かございますか。

質問になりますが、我々審議員の今日の仕事というのは、変更案をどうするのですか。事務局の皆さんのプレゼンテーションを聞いて、それを承認するのか。

会長

審議会として、権限の中にはありませんが、審議会に諮ってこられましたので、その諮ってこられたものについて、よいかどうかということについてご返事をするということになります。

B委員

もしそうだとしたら、先程のA委員ですけれども、質問の中で、和光市全体の避難計画、あるいは防犯計画との関連性がどうなっているのか、避難計画がどうなるのかということをもっと具体的に説明していただかないと答えになっていないと思います。要するに、説明はしましたけど、答えになっていない説明だと思いました。だから、もし我々がこれを承認するとしたら、やっぱり市の防災計画とこの

1 1. 3 h a の全体のまちづくりの関連性がどうなっているのか、しっかりとした回答をもらいたいと思います。

会長

いまのB委員の話については、実際にこれを変更したことによっての具体性にかけているという指摘でよろしいですか。

B委員

具体性の説明です。

会長

失礼しました。説明が不足しているという指摘でございます。

B委員

計画が不足しているから、説明が不足していると思います。

会長

事務局でそれについて具体的な説明を求めているわけですので、ここで具体的な説明ができなければ、保留事項ということになりますけれども。

A委員

もう一点あります。私が審議会の内容について、地区の皆様の説明する際に、先程言いました防災だとか、避難だとか、そうことを考慮してこういう計画となっている、といった具体的に説明がしやすいようにもう1度まとめていただければ、私が説明する際に非常に説明しやすくなりますので、よろしくお願いします。先程の説明ですとまいちわからないような感じがします。

会長

どちらも同じような質問でございますので、いわゆる防災、あるいは避難に対する具体的な説明が欠けているということで、もっと具体的に説明してほしいということだと思いますので、市の防災の計画全体に対し、この計画がどのような位置付けになっているかということだと思います。

今、事務局の方で、今のことを調べているようですので保留して、違う関係でご質問を受けます。よろしいですか。では、防災計画以外のことについて、この計画の変更について何かご意見がありましたら、あるいはご質問がありましたら、ご発言願いたいと思います。

C委員

商業地区のことについて触れられていましたけれども、それは前回資料をいただいた時と同じでしょうか。

第5回の「都市計画の概要について」の資料があったと思いますが、今回の変更案について、商業地区の位置はどの場所となるのでしょうか。

事務局

前回の当初設計図では、交通広場の東、西、北の3つの街区と区15-1号線の北側、特4-1号線までの街区を商業地区という形での土地利用を市街化予想図で計画をしておりました。

今回の変更においては、特4-1号線の歩行者専用道路の東の街区を含める形とし、商業地区を拡大しました。この部分までを商業地区として計画してくということについては、駅前交通広場からの歩行者の動線は、区15-1号線や変更図でいう区12-1号線へと流れる形となります。そうなった時にメインの通りとなりますので、歩行者専用道路で区切らないで、歩行者専用道路の東側の街区まで商業地

区として計画し、将来的に街並みが形成されることが一番よいと考え、8mの道路を用途境とする計画となっております。

C委員 わかりました。ありがとうございました。

B委員 同じ質問ですけれども、既存の商業区域については、商業地域として今後も扱われるのか。それとも、今の説明の街区のところ以外の場所については、住宅区域等に変更されるのでしょうか。

事務局 今後、新しく道路が整備されるので、現状のままで用途地区境を残すということは、やはり不適切という形になりますから、現在の用途を変更して、あらたに用途地区境を設定し、商業地区等の場所について指定していく形となります。よって、現在の用途地区境とは、別のものとなります。

B委員 用途地区を変更する、ということは移転を余儀なくされることですか。例えば、現在、スーパーマーケットのいなげやが区内にあります。先ほどの説明にあった計画の商業区域には入っておらず、現在建っている場所は商業区域ではなくなってくるわけですね。

事務局 そうですね。現在建っている場所は商業区域という扱いにはなりません。

B委員 既存の施設は認定しないということ。そのまま続けることはできないということですね。継続できなということですね。

事務局 これは継続できるように用途地域を新たに配置していきます。

B委員 ということは、商業区域の面積が増えるわけですね、実際的には。

事務局 これは、商業施設ですから。用途地域とは別なものです。

B委員 商業施設と用途地域別ということで、実際には商業として成り立っているわけですね。だから商業施設として、継続できるということですね。

事務局 はい。できるように区画整理事業で用途地域を設定していくこととなります。

B委員 そうということですね。わかりました。

C委員 今後、事業計画書にある商業地の部分や住宅地の部分について表記した市街化予想図は、新たに作られるのですか。

事務局 はい。これから、見直しを行うということについて、権利者の皆様方に全体的に説明する会をこれから開いてまいります。その中で、そういった市街化の予想も含めて、商業地区がどの街区になるかというようなことをお示しさせていただきます。また、商業地域や住居系地域といった用途地区の変更につきましては、担当課である都市整備課の職員もこちらに来て説明するようにして、資料も同じようにそういった色付けをしてご説明したいと考えています。

会長 それとあわせて、用途を変更する際には、都市計画の変更の手続きが必要になってくるとお思いますので、それについても説明をお願いいたします。

事務局 用途地域の変更を行うということになりますけれども、時期的にいつ頃になるのかということについては、仮換地の指定の前に、用途地域の変更、また、新しく見直した図面による事業計画の変更を同時に進めていくということを考えております。仮換地の指定後は、新しい用途地域となります。

会長 よろしいですか。用途地域の変更は、都市計画の変更を済ませないと正式に決まりませんので、今現在は案の段階という形になると思いますので、それをお汲み置き願いたいと思います。その他何かございますか。

また、B委員からお話がありましたように、用途の利用について、商業地域でないと商店や商業ができないのかという疑問もあると思いますので、その辺については、第5回の審議会で「都市計画の概要について」の中に都市計画法上の表があるとおもいますので、それを確認していただいて、こういう用途であれば、こういう商業ができるということを理解していただくことがよいと思います。

事務局 先ほどの防災の件に関しまして、説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

会長 お願いいたします。

事務局 防災の件につきましては、和光市防災ガイドマップというものを市において発刊しております。避難路として、駅北口付近に防災計画上設定されている道路は北口駅前通り、外環自動車道の側道となっております。こういった避難路に接続するような形では区画整理地区内の道路は計画されております。

また、消火栓などについても地区内には適正な配置を行ってまいります。そうすることで、防災に強い、火災が起きたとしてもすぐに消防車が消火栓を使って消火活動をすることができるような地区という形になります。

それから、避難場所については、先程お話のあった北原小学校となります。また、一時避難場所としては、本町地域センター、新倉高齢者福祉センター、勤労青少年ホームが、このエリアの中で近くの避難所という形で配置はされております。もっと広域というはなしであると、樹林公園が避難場所となっております。その災害に応じて、和光市内には避難所が配置されております。

もう1点、防災に関しまして、地区東側の道路、変更案の設計図でいう区12-2号線が谷中地区の12m道路に接続される整備となりますので、その広い幅員の道路を使いながら、避難所となっている大和中学校へ向かうということも可能になります。

説明不足で大変申し訳ありませんが、市の避難路、避難所の設定、地区の防災について説明させていただきました。

会長 只今の説明でよろしいですか。何かご質問がございましたら、お願いします。

A委員 現在の区画整理地区内に、消火栓がいくつあるのか、また区画整理後については、消火栓をどのくらい設置する予定ですか。

事務局 消火栓の数につきましては、今後算出いたします。また、地区内に防火水槽が外環自動車道の側道の脇と設計図の2号緑地のそばに現在は設置されており、民地内ではありますが、スーパーのいなげやさんにも防火貯水槽があります。区画整理後においては、防火水槽がなくなった所については、それに変わるものを設置していくという計画で、消防の方とも協議をしています。また、消火栓については半径140mの円を描いた中で全部網羅できるように消火栓をこの道路の中に配置して、消化活動が可能となるよう計画していきます。

会長 よろしいですか。他に説明に対して、伺いたいことがあればお願いします。

D委員 緑地や公園の件ですが、4号公園を東の地区に設置するとのことですが、三辺が道路に接して非常に地形がよく、一般的に考えると住まいに適した土地だと、私は思います。そこを緑地で提供して、換地設計上、不具合やマイナス要素が大きいのではないかと私は思うのですが、換地設計上の問題はないのですか。

事務局 想定的に、東の地区に持ってきても、原位置換地の基本的な方針では、換地の割り込みは可能であるというふうには考えています。

D委員 そうですか。

会長 よろしいですか。他に何かございますか。

只今の、今回の図面の変更につきましては、先程B委員さんから質問がありましたように、諮問ではないのですが、変更したことによって、換地の変更にもつながりますので、どうぞご発言をお願いしたいと思います。

B委員 質問ですけど、今言われたことは、この計画が、我々が承認することによって一つ決定されて、それが一つの形となるわけですね。

会長 そうです。諮問ではありませんが、当初の縦覧した事業計画を変更するための基本となりますので。

B委員 そうですね。要するに基本的な計画図になるわけですね。

会長 はい。ただ、この中には、都市計画決定の変更とか、いろいろ含まれてきます。

B委員 もちろん出てきますね。用途ですね。

会長 はい。用途の変更についても含んできますので、ここだけで処理はできませんけれども、この審議会にかけたことが、一応基本になってそれが進んでいくということになります。

B委員 これは非常に重大なことですね。

会長 はい。重要です。重大なことです。

B委員 これを見ていて考えたことですが、今までのマスタープランを見て、要する

にこれまでの官庁主導の都市計画や区画整理事業というのは、「物」として区画整理区域、「物」としてのまちを、要するに街路中心に考えてきた整備です。もちろんそれはご存知だと思いますが、街路中心ですから、街路事業が即ち都市計画事業であって、また区画整理事業であった。それが全くここに出ています。要するに、確かに街路というのは、まちの骨格をつくる一部であり、非常に大事な要素でありますけれども、やはり我々がもしここで承認する、承認しないとしたら、50年先、100年先の和光市を考えた時に、道路があれば、まちの形ができる、道路があれば、まちの姿、機能、形ができるのではなくて、やっぱり毎日の生活を考えた時に、まち、和光市の区画整理をしたことによって、この地域に潤いができて、例えば先程から聞いている駅前交通広場と言っていますが、これは交通広場ではなくて、前から言っていますが、駅前市民広場であるとか、また、近隣街区公園の配置計画をもう一度考え直して、今D委員が言われた、もしあそこに新しい450㎡の公園をつくると換地に差支えが出てくるのではないかと、そういうことではなくて、近隣公園というのは街区の中央にあって、やっぱり市民に潤いを与えるような、そういう場所であってほしい、そういう場所であるべきだと考えています。街路計画と、要するに近隣公園の配置というものは一体として考えないといけないと思います。そういうことを考えた時に我々はもう一度街路計画と同時に公園の配置を考え直してもよいのではないかと思います、皆さんどう思いますか。

というのは、具体的に言いますと、2号街区公園、1,280㎡、先程の説明にあったように地形の低い所になります。地形が低くて、水が溜まってきて、何かあった時に何も使い道にならない、公園としての機能は一切持っていません。緑地としてはいいと思いますね。だけど、公園としての機能は持っていない。だからこういうような公園、緑地は残しておいてもよいと思います。だけど、近隣公園としてやっぱり、街区の中心となるような、住民に潤いを与えるような場所に公園をしてほしい。そう思っています。

それともう一つ、新しく都市計画道路からいなげやの方に向かってグリーンスペースを作りましたね。そのグリーンスペースがまっすぐ延びて駅前広場、駅に通じるような計画であってほしいと思います。途中で、近隣公園、いなげやの脇の近隣公園を通ってもいいし、そうあるべきだと思いますね。そこで、中断しないで、要するに、縦にまっすぐおりてくるような、あるいはそこに以前からある緑地帯に通じるような、そういう公園であってほしい。要するに、和光市の100年先を考えた時に、何でこんな半端なもの、中途半端な計画ができたのだろうかと思われるようなことではなくて、我々は多少の減歩は、痛みを皆さんで分け合ってよりよい街をつくった方が僕はよいと思います。

もう一つ、例えば駅前広場の線路の下から、そちらから来て駅に行くにはどういふふうに行きますか。まっすぐ行って、そこを右折して、それでまた、そこを右折して来る、そういうようなことをする人がいると思いますか、実際には、誰もいないと思います。そういうようなものをつくったとしても、全く無効だと思います。例えば駅南口の広場の人の動線を見ていると、まだ事故は起きていないと思いますが、道路の真ん中を横断する人はたくさんいます。ですから、もう一度動線を考え、全体の設計図を見直すというよりも、もう一度考えてほしい。もう一度議論してほしい。それは皆さん、市民も踏まえて、住民を踏まえて、審議会委員の人たちもただ承認するだけではなくて、そういう計画にも参加させてほしい。そう思います。以上です。

会長

只今の2点、ご質問というよりご意見が出たわけですが、1点については全体的な見直しというふうなものに通じるご意見、2点目も一応緑道の動線を通した方がよいだろうという意味ですけれども、そうすると、全体的な図面の見直しというふうなご意見になるわけですが、これに対して皆さん方のご意見いかがでしょうか。

E委員

今、B委員の意見ということで話があったのですが、現在のこの時点で、いわゆる白図に、白く戻してもう一回やるのが可能なのか、時間的な対応が可能なのかということがまず第1点あると思います。ここまで進んできて、もう一回元へ戻すというようなこと自体、早くやってほしいという方もいらっしゃるでしょうし、見直した方が50年先、100年先を見通して、もう一回見直した方がいいと言う方もいらっしゃると思います。それについて、どうすべきなのかということをおここで、どうのこうのと言い始めてもしょうがないですから、この区画整理審議会ではどのような形で、この設計図の変更案を考えるのかという、いわゆるその視点に立って話をしていかないと、戻すとか戻さないとか、というような時点はもうとっくに過ぎていますし、皆さんがこういう意見があるということであれば、それを全部出した上で、それをまとめていただいて、事務担当の方で可能なかどうかということをもう一度見てもらった上で、どう進めるかということをお我々に教えていただければと思います。今、ここで良いか悪いかという結論が出るわけではありませんし、そういったことを含めて、進めなければならないというのを頭に入れながら、どういった形でやっていくのか、というのをちょっと事務局の人に説明していただいた方がいいという気がいたします。

B委員

すみません。そのことですけど、この都市計画について、区画整理事業は45年前に決定したものです。別に45年間放っておいたわけではないでしょうけれども、45年が経過してしまいました。今、多少見直しに時間がかかったとしても、これを白図に戻すのではなくて、今言ったそのいくつかの点を考慮しながら、もう少しいい

計画ができるのではないかと、要するに、道路だけの道路計画だけではなくて、道路と公園が一体化した、あるいは道路と住む人、住民とのそういう心が一体化したまちづくりというものを考えた時に、やはりもう少し見直す時間が必要ではないかと思えます。45年待ったのだから、あと半年ぐらい待ったとしても、これは別にたいした損害ではないと思えます。

会長 只今のE委員からご意見が出たことと、まちづくりの観点から、先程出たのは近隣公園の位置付けと、それから緑道の動線という二つ出たわけです。

B委員 それと、駅前の動線についてです。

会長 それを含めて、2点ですけれども、皆さん方でこれに対してご意見をお伺いし、E委員が言われたように、元に戻すというのは時間のかかる問題ですので、これはちょっと出来かねる内容かと思えます。この提案された内容について、可能な範囲での変更ということでは、多分考えられないだろうと思えますが、近隣公園の位置付けの変更というと、かなり大幅な変更が多分なろうかと思えます。そういうことについて皆様方のご意見をお聞きしたいと思えます。

C委員 前回この見直しがあると伺った時に、またこの次も見直しがあるのでしょうかという質問をさせていただいたと思えますが、変更案が出る度に見直し、見直しということならば、こういう計画というのはエンドレスということで、いつまでかかってしまうのか。今まで45年待ってきた。ここ何年かという間は地域全体に網がかかっている状態で、修繕したいとかやっぱり建て直したいと思っても出来ませんでした。それで、また、ここで見直しとなって、どんどん遅れてくると、老朽化が進んでいるアパートを持っていたりすると、いったいどうしたらいいのか、どこまで修繕できるのか、という不安があると思えます。計画というのがそれぞれありますから、その辺の所も踏まえて、おっしゃっていることは十二分にわかりますけれども、やはり45年間待ってきた間、老朽化が進んでいるということもかなりあると思えます。

会長 はい。他にどうぞ。

E委員 今回の変更案は、前回に比べて大きな所は何かと言ったら、いなげや付近の道路付けが大きな変更点で、例えば外環から右側に関しては歩道が広がったぐらいで、大きな変化はないですね。左側で駅前メインは特に変わっていない。いなげやの辺りの道路の接続形態が良くなった、道路が広くなったなということで、尚且つ、歩行者向けの歩道も確保されている。人の流れについて、わりとスムーズな環境をつくっているという評価を私します。

先程からの議論で、はっきり言って、理想的な図面なんて絶対ないと思えます。いつまで経ったって不満が残ります。人間というのは、十人十色の考えがあります

から。だから、私の考えとしては、これはこれで受け入れます。

会長

他にご意見ございますか。はい、どうぞ。

A委員

私は、B委員と同じ意見で、この計画そのものが我々痛みを伴ってつくるわけですけれども、そのわりには、夢がないと思います。今まで40年、50年ぐらい待って、具体的になってきた、あと10年待とうというわけではありません。場合によっては半年ぐらいで、よりよいものができるかもしれない。そういう面では、先程話があったように駅まで行くのに、公園の中を歩いて通勤することが出来るかもしれない。例えば、私の家の前は車というよりもむしろ、通勤客が多いです。これは、個人的な意見ですけれども、むしろそういう所であれば、これからどんどん高齢化していく、年寄りが多くなっていく。そういう中で、駅まで行くのに、車の通らない、公園のような所を通りながら駅まで行けるとか、そういうふうな、非常に抽象的な言い方かもしれないですけれども、もっと年寄りに、人にやさしい、高齢化社会にやさしい、そういうまちづくりというのが、あと半年延長することによって、それが多少でも実現できる。もちろんコストパフォーマンスの問題もありますから、限りなくお金がかかってしまうのは困りますけれども、私がこれを見る限りでは、あまりにも夢がないと思います。二十数パーセントの減歩の痛みを伴いながらやる計画ということであれば、私は今のままでも構わないかなと思うぐらいの計画だと思いますね。私は老朽化したアパートを持っていますので、1年も2年も待つつもりは、私はありません。そういう面では、どういうタイミングで変えたいのかとかそういうことが、小さいですがありますけれども、もう少し手を加えて、和光市にこんないいまちができた、と、そういうふうになんか自慢できるような和光市駅北口というものをもう一回考えてもらってもいいのではないかと私は思います。

会長

はい。他にご意見ございますか。どうぞ、ご自由に。

E委員

この設計図の変更案ですけれども、実際にはこの北口地区だけではなくて、隣には第二谷中地区があって、まだこれから手をつけなければならない北口もあるわけです。そのような場所との接続性というのも、当然まちづくりの中では必要なことですし、ここの地域だけが、突拍子もない違うデザインをしてしまったということ自体もあまり合わないでしょうから、そういった制約なんかも含めて、推してきたこの設計図の変更案のうち、どこならば直せるのか、どこならば夢がある計画なのかというのを検討するぐらいであれば、時間はかからないかと思えますけれども、そういったことが可能かどうか、そういった説明を先にしてもらって、防災なら防災のまちづくりにはこういう形があり、この区域の中ではこういったことを考えています。また、この地域は区画整理ではこういうまちづくりを考えていますというようなものを、ダイジェスト版みたいなものでもいいので出してもらって、それを

説明すれば、納得がいくかいかないかは別にして、そういう説明ができるのではないかと思うので、事務局のお骨折りでそういった形でもらえればよいのかなと私は思います。

会長

他に何か。大切な所ですので、ご意見をご自由にいただきたいと思います。この当初の図面はもう縦覧して、事業が始まっていますので、現実問題として、大幅に変えるということはまず不可能です。審議会が始まっていますので、縦覧して皆さんにも周知して決まっている、決めたことですので、本来は事業計画に基づいて審議会は進めるべきところですが、やっぱりある程度、不備と感じられる所について、直せる所はある程度直した方がよいということで、この前意見がありまして直したわけですが、その直し方がご意見と違っているとか、あるいはもう少し工夫があるというようなことであれば、それは事務局として果たしてどこまでそれが可能なか、それから時間的な制約も当然あると思います。そういうことを含めてどのように取り扱うかということだと思います。

そして、今までのことを総括しますと、全体的に事務局の方で見直していただいた変更、歩道を付けていただいた、あるいは公園を少し変更していただいて、前の図面よりかなり改良されたということは評価する。ただし、まだ工夫すべきことがあるのではないか、というようなご意見と、それから変更案も変更していったらきりがない、というようなご意見、いろいろございます。この辺のところをまとめますと、可能な範囲で事務局にもう一回手を加えられるかどうか、ということを含めて、あるいは加えられなければそのまま進むという形になりますが、事務局の方にその辺の意見を聞きたいと思います。

事務局

今こういった形で、見直し案を審議会の皆様方にどうでしょうかということでご提示させていただきました。そして、いろいろなご意見をいただきました。もちろん変更できる点があるかとは思いますが、事務局的には進め方としまして、このご意見を踏まえて、今度権利者の皆様方にこの案についてご説明して、また意見をいただくという機会を設定してまいりますから、その全体会の意見を踏まえた中で、またそれを審議会委員の皆様方にご報告いたします。全体会でこのような意見が出ましたということで、その意見を踏まえた中でもう一度、審議会の方でどうするかということでご意見をいただけたらと思います。

会長

それはどこに意見を求めるのですか。説明をされるのですか。

事務局

権利者皆様方全体です。

会長

権利者全員ですか。

事務局

はい。

会長

それをやられるということですか。

事務局
会長

この変更案については説明会を開こうと考えております。

そうなりますと、事業計画の変更になりますから、当然、全体の説明をしなければいけないことは事実ですが、今の意見ですと、これは審議会として承認したものであるということで説明を進めていかないと、先程C委員が言ったような、きりがなく変更が生じてくるような感じがします。もちろん事業計画の変更の際の縦覧の時のご意見がごもっともだということで、変更というのは当然あり得ると思いますが、そうでない、一応審議会を通した後の一般の方々の説明ということをもし重ねていくとすれば、大変、正直なところ、難しくなると思いますが。

E委員

ちょっと聞きたいのですが、先程、審議会の資料3をいただいたのですが、全体説明会の開催予定が5月30日から6月5日のうち4日間と書いてありますが、これがそれに当たるわけですか。

事務局
E委員

はい。

審議会で説明があったものについて、今日のいろいろな意見によっての変更は可能でしょうか。変更する場合となると、また、この審議会にかけて、こういう設計案に変わりましたけれどもいかがでしょうかという話は、6月5日以降でないと、審議会には出てこないということになってしまうと思いますが、私が考えていたのは、審議会にいかがでしょうかということで、ここで設計変更案について説明し、ここで意見が出て、その意見について変更が可能であれば事務局の方でやっていただくのはいいと思いますが、それで、皆さんの地権者の方に全部説明してこういう風な形で進めますという承諾案として出すということではないのでしょうか。意見をもらおうと、また変更、変更となってしまいます。

会長
事務局

そうです。

今、E委員がおっしゃったように、市としては、今回こういった見直し案を作りました。それで、審議会の皆様にこうやって今、ご説明しているわけですが、いろいろ意見をいただきましたが、この中で若干、先程おっしゃった駅までの歩行者専用道路をある程度一本形作るとかそういった部分については、まだ見直しができるかもわかりません。検討してみないとわかりませんが、その他の大きな見直しについて、例えば道路を増やすとか、公共施設をこれ以上増やすということは考えておりません。というのは、これ以上増やすということについては、今までは市が取得した用地がございますから、その中で何とか対応できたのですが、それを今以上増やすということになりますと、これは減歩が大きくなります。市としては当初の計画の減歩率は変更しないという方針でありますので、公共施設をこれ以上増やすということは、減歩率が増えるということになりますので、地権者の皆様の更なる負担になりますので、そこは考えておりません。

ですから、今いろいろ意見が出ましたけれども、その中で果たしてどれが可能なのかというものであれば、それはできるもの、例えばこれだけならできますとか、そういった多少道路の位置をずらすということであれば、それは換地の割り込み等も検討しながら、検討できますが、それ以外についてはちょっとできないのかなと思っております。それで、E委員がおっしゃったように、この形で地権者の皆様には説明したいとは思っております。

B委員

この形というのは、今事務局が言われた多少の変更した後の変更案ということですね。

事務局

それは、できるかちょっと検討してみなければわかりません。今この場で変更できますとは言えませんので。そうした中で、減歩率を変更しない、公共施設の面積を変更しない中で、多少動かすことができるかどうか、ということを検討した中での見直しというなら、それはできるかもわかりませんが、大きな見直しはちょっと無理であるかと考えております。

B委員

例えば、今言われた宮本清水線の所から駅までの緑道をつくるとしたら、それは緑道の延長部分を、区6-2号線の脇につくるか、あるいはその中につくるかということになると思います。例えば、和光市に一本の緑道が南北に、きれいな緑道がある。それを通して和光高校の生徒たちがそこを通して学校に行くとか、あるいは通勤の人たちがそこを通して駅に行くとか、非常にいい動線ができると思います。その時に多少の緑が増えることによって、公共施設というのか、それが増える可能性が出てきますね。事務局が言われているのはどういうことですか。それは、どのように緑道を増やすということでしょうか。

事務局

緑道というか、今緑に塗られている部分、これは緑道というのではなくて歩行者専用道路という位置付けになります。

B委員

そうですね。僕は同じようなことを言っています。

事務局

緑を増やすとかそういった考えではありませんので、これはあくまでも今色分けの中で緑になっております。

B委員

それはわかっています。機能的には同じです。歩行者専用道路です。

事務局

機能的には歩行者専用道路ですから、場合によっては小さな街路樹を植えるということも考えられます。

B委員

それぐらいの変更は可能だということですか。検討する余地があるということですか。

事務局

位置をずらすであるとか、ある程度は形にできるかというのは、いまの計画と検討してみないとわかりません。

B委員

位置をずらすだけではなくて、僕が言っているのは歩行者専用道路を付けるとい

うことです。

事務局

新たに公共施設を付けるということは無理です。無理というのは、それは減歩率を増やせばできます。

B委員

多少の減歩率を増やすことで可能であるということと思いますが。

事務局

減歩率を増やさないで公共施設、道路というのを増やすのは不可能です。

会長

他に何かご意見ございますか。あくまで、この図面に対しましてご意見をお伺いしたいと思います。

事務局

もう1点だけよろしいですか。市の考え方として一番基本的な考え方は皆様の減歩率を当初の計画からは変更しないという、これ以上皆様の負担を増やさない中で、いかに使いやすくできるかといった中で、市が取得した公共用地がございましたので、それを使ってこういった形にしたわけです。これ以上新たにそういった公共施設、そういった道路を増やすということは考えておりません。

会長

ここで、確認しておきたいと思いますが、今事務局の方のお話ですと、この図面を基本とするのですが、変更にあたって、もし変更のご意見が出た場合に、減歩率を変えない。事務局の方はあくまで計画の変更をする場合でも、それを基本としたということに対して、審議会の皆さん方の中で多少は減歩率を変えたとしても、ある程度、可能な範囲内で変更をすることについてやむを得ないとするか、その点について、ご意見をお伺いしたいと思います。減歩率を変えないということの基本にするか、多少は変えても、やはりもう少し皆さんのご意見を取り入れた形での図面にするかということになります。

A委員

地権者にとっては、減歩率が多くなるというのは大変憂慮することだと思っております。私個人としてはできるだけ減歩率を現在のように抑えてやっていただければありがたいと思います。

D委員

私もその意見です。減歩率というのは下手すると弱小宅地にとっては清算金という負担が増えます。ですから皆さんに今まで認知されている数字というのは、これ以上変えづらいというのが当たり前だと思います。それとともに、今まで意見を聞いていますが、具体的な代替案を出していただいた方が皆さん理解できると思います。口頭でこうした方がよいという説明ですと、皆さん膨らまない発想で受け止めます。現実には事務局が言っているとおり、これ以上の公共面積は増えません、増やせませんという前提でいけば、変更したいというご要望があれば、ご自分でアイデアを、こういう形だという具体的な代替案を出す方が、ご理解が早いのではないかと、私は思います。

会長

わかりました。ありがとうございます。他に何かご意見ございますか。

F委員

質問ですが、歩行者専用道路というのが途切れて二つありますけど、自転車は通

れるようにするのか。歩行者だけとするのか。

事務局

自転車も通れるようにはしたいと考えております。

F 委員

そうすると、他の場所でもそうだけど、自転車専用道というものをできたらつくった方が後のためによいのではないかと思います。確かに、B委員の言われたように、和光高校の生徒が、ここから自転車とか、歩いてでも通えるようになったら、本当に理想的です。自転車専用と歩行者専用がつながってれば理想的だと僕は思います。

会長

それはそういうご意見ということで。あと、減歩率の関係についてのご意見をお伺いしたいと思いますが、どうぞ。

E 委員

今まで地権者の方、権利者の方々に、事業計画、いわゆる事業書の中ではっきりと謳っていますから、これを変えたら地権者、皆さんの了解がなくて、多量なりとも変更するということになる、今まで何をしてきたのか、という話があって、多分事業自体が信用されなくなるのではないかと懸念があると思います。ですから、今回の減歩率の話の中では、減歩率を変更しないということ。それが一番ベターであろうと思うので、そういった形で進めるのが私はよいのではないかと思います。

会長

わかりました。他に何かありますか。

A 委員

減歩率を変更する、増やすと言いますと、かなり大変なことであるという気は確かにします。でも、私は結論から言うと、多少増やしてもしょうがないのではないかと思います。理想に近づけるために、今は21.67%の減歩率であります、これが増やすといっても25%にするわけではないと思います。

例えば、私は地区の意見も聞いてみないといけないと思いますが、例えば6-5号線とか7-1号線、ここの所は先程も言いましたとおり、車も確かに通りますけれども、歩行者、自転車といった、通勤等で利用される方が多いように思われます。道路の幅を広くしても駐車場に使われるぐらいが関の山だと思います。そういう感じの所だと思います。そうだとすると、私の個人的な意見は、その所を自転車と歩行者専用の公園のような歩道にする。それから、今話が出ていました特4-1号線、4-3号線、これを一体化した遊歩道とする。例えばこの二つを実現したら、そのことが減歩率に何%反映してくるのか、減歩率が上がることはよくないと言いますが、例えば今二つ出ていますが、そのことを実現するために、具体的に、減歩率がどれだけ上がるのか、その辺のところもちょっと実際に出してみ、減歩率の増減がどのくらいであれば許容範囲と考えられるのか。減歩率が増える、増えないと言うと、増えない方がいいには決まっています。ただ、それがどの程度の数字になるのか、許容範囲なのか、それとも全く増やせないのか。私は夢の

実現のためには多少の負担、増加はやむを得ないのではないかと思います。

会長

只今の意見について、事務局はわかりましたか。

事務局

先程からお話にある特4-1号線、4-3号線との連携をとった、歩行者専用道路をつくるといったような意見ということですね。

会長

多少曲がっていても大丈夫でしょう。

事務局

はい。多少曲がるとしても、特4-1号線と特4-3号線との間に、区6-2号線に沿った緑道だとか、歩行者専用道路といった形に整備できないか、とかいうようなお話ですよ。

もうひとつは、区7-1号線の南側のところでよろしいでしょうか。

A委員

そうです。

事務局

ご意見では、道路ではなくて、歩道、緑地といった遊歩道みたいな形態にということですね。

A委員

あと自転車も通行できる形態とする。

事務局

自転車も通行できる形態ということですね。その理由としては、駅から和光高校の生徒が学校へ向かう、また、通勤、通学で、駅へ自転車や徒歩で向かう方が多いということで、そういったことを設計図の中に反映できないかというお話というようには承っています。

会長

それから今の図面で確認をしておきたいのですが、一般的には特4-1号線から特4-3号線の間を区6-2号線に沿って自転車、歩行者道を配置して、動線をつなげるということになると思います。あえて直線に歩行道を配置して、土地をいにくくするのではなくて、やっぱり残された土地というのは区画整理ですから、土地の利用がしやすいように、自転車道、歩行者道というものを緑道と同じような機能を持たせたものを配置して、動線を確保する、こういう形でも、通る人はそんなに変わらないだろうと思いますので一般的にはそうなると思うのですが、そういう考え方でよろしいかどうか確認をしたいと思います。よろしいですか、そういうことで。

F委員

僕はまっすぐに道をつくるということでも、自転車と歩行者の道が離れているのがもったいないと感じます。

会長

区6-2号線に沿ってできれば良いということですね。それともう一つは区7-1号線の南側ができれば良いというご意見ですね。

A委員

そうですね。ただし、そこに住んでいる人のご意見を伺わないと、歩行者専用道路にして、車が通れなくなったら困るという方もいらっしゃるかもしれないので、私は、車は後ろを回って十分移動できますので、区7-1号線の道路については、むしろ、公園のような通勤道路になった方がきれいだし、良いのではないかなとい

うふうに個人的には思っています。だから、そういうことを含めて計画の中でもう一回再構築できないか、そのことを具体的にした時に減歩率がどのように増えるのか、それが莫大な減歩率の増加につながるのであれば、それは現実の問題としてあきらめざるを得ないと、こういうふうに思います。

B委員

今の意見と全く同じになりますが、現在の減歩率が21.67%ですね。ですから、どのぐらいまでが許容範囲なのかということ、例えば21.7%以下で、0.03%の差で収まるかもしれません。要するに、今言われたように、ほんの少しの増加、公共施設の増加だけで済むかと思います。あるいは21.69%で収まるかもしれません。僕は、全体の面積から見て、公共施設がそのくらいの増加率で収まるということであれば、それについて皆さん、あと50年、100年経った時に、和光市は住みやすいまちだ、よくここまでやってくれたというためにも、そのくらいの意見を通しておきたい。そう思っています。

会長

それでは、一応皆さん意見が出揃ったということまとめさせていただきます。

今ご意見のあった道路について、原則的には減歩率を変えないで、変更できるかどうかということを中心に、事務局の方で検討していただきたい。もし変わるのであれば、それはもちろん変えた場合、もう一回審議会に、その変更について、当然諮らないといけないわけですので、その確認のため、もし減歩率を変えないで、その計画が、例えば市の持つ土地を活用し、何かやりくりができて、それで歩道ができるということであった場合には、歩道だけつくるということで進めるということのご承認を皆さんにいただいて、審議会を開かないで、一応審議会の承認事項として説明する。

もし変わる場合には、変わったものについての審議会をもちろん開かないといけなくなりますので、その辺は変わったものでいいかどうか確認をとらなければいけない。だけれども、基本的にはやはり今までのいろいろなご意見を聞きますと、減歩率を変えない方がいいというご意見の方が多数ありますので、原則的には減歩率を変えないで一応事務局の方で検討していただく。それで、市の持ち分の中で対応できれば歩道を増やしていただいて、自転車歩行者道という形で増やしていただいて実現をしてもらおう。減歩率を変えない場合には審議会に諮らないで、一応確認したものとするというそういう形でいかがでしょうか。ご意見がもしありましたらどうぞ。

B委員

一つだけ付け加えたいことですが、減歩率を変えないということについての考えは賛成です。ただ、その方法として、3つの路線に2.5mの新しい歩道を付けるという話がありましたが、それは2.5mでなく、2.0mでも、それは大して変わらないと思います。減歩率を変えないで新しい緑道、歩道を付けようとしたら、

2. 5mを2.0mにした時に減歩率を変えないということが可能だと思います。方法論はいくらでもあると思います。ただ、それを考え出す一つの知恵というのが必要だと思います。それに対して我々は全然協力を惜しみませんから、いつでも聞いて下さい。

会長

いずれにしても、事務局では、いろいろ考えていただいた上で採用された変更案を提案していただいたわけですが、一応ご意見がありましたので、もう一度事務局の方で今のご意見を考えていただいて、絞り込んでいただき、可能な範囲内で検討していただければと、こういうふうに思います。もし、今の話の中で何か変更があるようでしたら、大変皆さんには恐縮ですけれども、その確認のための審議会をもう一度開くこととなります。ここで、審議会の方できちんと、時間的には短時間で構いませんので、審議会で一応確認をさせていただきたいと思います。そういうことでいきたいと思います。

それでは、図面の変更につきましては、時間も迫ってまいりましたのでここまですまして、次に、事務局から審議会の日程について説明があるとのことですので、よろしくをお願いします。

事務局

はい。お手元に資料といたしまして、本日、第10回審議会資料3ということで、今後の審議会のスケジュールについてご配布をさせていただいております。これまで、設計図の変更に伴い、概略換地個別説明会を10月に開催するということを目標としまして、事務局の方でも考えておりましたので、そのために、これから皆様方に諮問する事項を含めてかなり短期間の中で、審議会の運営をしていかなければならないと考えての日程となっております。このため、大変お忙しいと思いますが、ご出席をいただきますようお願い申し上げます。

まず、第11回、次回ということになりますが、4月27日、議題は書いてあるとおりの諮問、それから説明を行ってまいります。それから第12回が平成23年の5月19日、第13回が平成23年6月30日という日程で事務局の方ではご提案をさせていただければと思います。また、こういった諮問について、議事の運営を円滑に行いたいと事務局で考えておりますので、第11回の前、4月15日に、第11回の事前に説明会みたいな形をとる勉強会を任意で行うことを考え、審議会とは別として自由な参加という形で、こういう勉強会を1回設けております。それから第12回の審議会に向けては、審議会の前、5月11日にも同様に、諮問事項に関する勉強会の実施を考えております。

このように、勉強会を事前にやることによって、第11回、第12回の審議会を円滑に行い、それから全体説明会を行いたいと思っております。多忙ななか、大変申し訳ありませんが、月1回の実施ということをお諮りしたいということがありま

す。それから先程の設計図の見直しということにつきましては、いただいたご意見を検討し、変更ができるということ、変更ができないということに関わってスケジュールが変わってまいります。先程のお話であれば、減歩率を変えずに設計図の変更ができるということであれば、審議会を開催することとなり、一回ずれてまいります。できないということであれば、このとおりの日程で進めていきたいというふうに思っております。

それから、換地設計を進めるにあたり、一番下に、土地評価員の日程を書いております。

次に2点目になります。2点目は、評価員についてですが、評価員につきましては3名の方の同意をいただき、選任しております。そのうちの1人は市役所の課税課固定資産税担当の鈴木克明さんといことで同意をいただいております。この度、3月18日に異動の内示がありまして、部署が収納課に異動になりました。このことについてご報告を申し上げますが、経験、知識もございますので、評価員としてこれからも任期の方を継続して務めていただくという形で考えております。以上2点です。

1点目についてはお諮りさせていただきたいと思っております。

会長

只今事務局から説明がありました。

何かご質問がありましたらお願いしたいと思います。

説明では、審議会の内容についての勉強会を事前に行う。今後の審議会では、諮問事項が中心になりますので、内容を事前にできるだけ把握しておいた方がよいだろうということで、勉強会を実施する。これはここだけでなく、だいたいほとんどの審議会でも勉強会というものを行ってございまして、区画整理の内容、言葉もそうですけれども、なかなかわかりにくい所がたくさんあるということから、事前に内容をある程度確認をしておいた方がよいというようなことでもございまして、審議会委員の勉強会になりますので、審議会委員で集まって勉強会ということも、他の地区でもやっておりますので、事務局の方からこれについてのご提案がありました。そういうようなことで、ご都合のつく人は勉強会に出ていただいて、事前に審議事項について確認をしていただくということでございまして、以上ですが、よろしいですか。

B委員

勉強会については、審議会委員の皆さんだけではなく、地権者の方も参加できるようにしたらどうでしょうか。

会長

そうすると、審議会委員の皆様方にその点についてちょっとお諮りしたいと思っておりますが、勉強会という形において、地元の方もご意見がある方に参加していただくということのご提案がございましたが、それについてはいかがでしょうか。

G委員

結構ですよ。

会長 よろしいですか。それでは、事務局の方、人が多くなるかどうかわかりませんが、そういうことでいかがでしょうか。

B委員 皆さん関心があると思います。

会長 どうぞ、事務局の方、意見がありましたらお願いいたします。

事務局 確かに、勉強会という形でそういうようなご意見、語句の説明等もっと知りたいという方々がいるというのはわかりますが、この勉強会の趣旨としましては、審議会でお諮りする諮問の内容という形での勉強会を予定しておりますので、できましたら、審議会の委員の皆様方を対象に行いたいということで考えております。

会長 他の地区の話では、諮問の中には非公開のものもかなり含まれてまいりますので、そういう意味で、一般の人の参加については、ないということが一般的です。審議会の皆様方の議事進行とか、審議会の皆様方が地元に戻って説明する時に、事前に勉強会に参加されていると、非常にその点が把握しやすい、やりやすいというようなことで、一般の方の参加という例はほとんどありません。一応勉強会は、審議会の皆様方の勉強会ということが一般的ですが、これからは諮問になってきますので、非公開の関係が結構入ってきます。その際に、いちいち退席を求める形になろうかと思っておりますので、なかなか難しい所もあると思うので、その点事務局の方も心配されるかと思うのですが、そういうことを含めて、ご発言お願いしたいと思います。

B委員 言われていることはわかりますが、要するに例えば減歩率が21.67%というのは、地権者全員に関わってくるわけですね。ですから、そういう観点からしても、やっぱりこれは皆さんが参加する、要するに市民参加とかいろいろそういうことは言われているけど、実際には市民参加があまりされていない。というのは、やはりこのように除外する。そういうようなということが多すぎるから、市民の方は参加できない、参加しなくなってしまう。そういう傾向があると思います。ですから、やっぱりこれは、市民参加ということでもって、皆さんが参加することによってもっとも意義がある区画整理になると、僕は思います。

会長 ちょっと事務局の方にお尋ねしたいことですが、例えば勉強会の中で、諮問事項以外のいわゆる非公開以外の勉強会というのは、これからある程度あるのでしょうか。

事務局 今のところは、計画はしておりません。

会長 要は諮問事項の中身が非公開のものであって勉強会をする時に、審議会委員は一応非公開のものも把握しないと審議できませんので、それなりの責任を負っているわけですが、一般の人はその責任を負っておりません。その辺のところの問題が一つあって、一般的には入らない形となるようですけども。

事務局 諮問事項の中でそういうことが出てきた場合に、審議会委員の皆様方は非常勤特

別職という形での特別公務員ですが、審議会は市の附属機関であることから、守秘義務というものがございます。一般の方々については、適用外ということになります。もしそういった事例が出てきた場合には、席を外していただくという場合も考えられます。それからこの勉強会というのは、その諮問事項についての勉強会ということで考えております。設計図の見直しということは議題の中には入っておりませんので、設計の基準だとか、今まで皆様方にご説明したことと重複するような内容となっております。また、そういうことも含めて、まず、審議会の円滑な運営のためのステップという形で考えておりますので、事務局としてはそういったいろいろな面からも、審議事項だけに限らせていただいて、対象も審議会委員さんということで、こういった勉強会を開催させていただければということで考えております。

D委員

私は、今の説明で十分理解できます。何故かと言うと、やっぱり審議会は効率よく運営されなければいけません。尚且つ、理解度も一定であればよろしいというのが前提ですから、その理解度を深めるために勉強会を開きたい、尚且つ円滑な運営をという方向であれば、私は審議会委員の皆さんだけでいいと思います。ご理解をいただく環境をつくるということは、素晴らしいことだと思います。

会長

他に意見ございますか。

事務局

ちょっと1点だけよろしいですか。先程B委員さんが言われたことはごもっともだと思いますが、ただ今回の予定している勉強会につきましては、あくまでも審議をする審議会委員の皆様にご諮問する時に、諮問についてよくご理解していただくための勉強会ですので、審議会委員さんが対象と考えております。皆さん全体のということになると、これはまたちょっと別な次元で考えなければいけないのではないかと思いますので、今回につきましてはあくまで審議会委員さん向けの勉強会ということでご理解願いたいと思います。地権者の皆様全体にそういうものをやらないということではないです。ただ、今回予定したのはあくまでも審議会委員さん向けの勉強会ということでご理解いただきたいです。

G委員

後日地権者の方にも説明会など、そういうふうな会合をもつていただけるものでしょうか。

事務局

ご要望等があれば対応いたします。それから毎回、区画整理だよりも事業については周知しており、ご意見、ご要望、それから不明な点があれば、事務所でも訪問してまいります。

G委員

私としてはできるだけ権利者にもこれからの和光市の北口のことについていろいろ意見があるから、地権者からの意見を聞く必要があるのではないかというふうに思います。

事務局

今後も審議会委員さん以外の権利者の方、二百数十名もいらっしゃるわけですか

ら、その方々のご意見も取り入れながら、また勉強的なものでも、何でも構いませ
んから、それに対応しながら進めていきたいというふうに思っております。

一つよろしく願いいたします。

会長
事務局
会長

その他何か事務局の方からありますか。

特にはないです。

特にはないですか。この勉強会についてはあくまで審議会委員の勉強会というこ
とで、もし地元の方の、大勢の地権者の方のご要望となれば、事務局の方でその都
度、いろいろと説明会等も含めて要望に応じていきたいということですので、今回
は審議会の勉強会ということで決めさせていただきたいと思います。

その他特にございませんか。

それでは、今日は大変長時間の間、図面の変更ということで重要なことの審議で
ございましたけれども、いろいろご意見ありがとうございました。

これをもちまして、審議会を閉じたいと思います。